

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年11月21日

【発行者名】 フォーカス・シキャブ  
( Focused SICAV )

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
ロバート・スティンガー ( Robert Sütinger )  
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
イオアナ・ナウム ( Ioana Naum )

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 2010、B.P.91、L - 1855、  
J.F.ケネディ通り33A  
( 33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, B.P.91, L-2010  
Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg )

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 ( 6212 ) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
フォーカス・シキャブ  
- グローバル・ボンド  
- ハイ・グレード・ボンド・米ドル  
- ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル  
( Focused SICAV  
- Global Bond  
- High Grade Bond USD  
- High Grade Long Term Bond USD )

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】  
記名式無額面投資証券  
グローバル・ボンド  
クラス米ドルF - acc投資証券  
クラス円ヘッジF - acc投資証券  
ハイ・グレード・ボンド・米ドル  
クラスF - acc投資証券  
クラス円ヘッジF - acc投資証券  
ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル  
クラスF - acc投資証券  
クラス円ヘッジF - acc投資証券  
上限見込額は以下のとおりである。

#### グローバル・ボンド

クラス米ドルF - acc投資証券：15億8,880万米ドル（約1,836億円）を上限とする。

クラス円ヘッジF - acc投資証券：1,073億2,000万円を上限とする。

#### ハイ・グレード・ボンド・米ドル

クラスF - acc投資証券：15億4,640万米ドル（約1,787億円）を上限とする。

クラス円ヘッジF - acc投資証券：1,010億4,000万円を上限とする。

#### ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル

クラスF - acc投資証券：19億8,860万米ドル（約2,298億円）を上限とする。

クラス円ヘッジF - acc投資証券：1,044億3,000万円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2022年2月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(グローバル・ボンド - クラス米ドルF - acc投資証券については158.88米ドル(約18,359円)に1,000万口を、グローバル・ボンド - クラス円ヘッジF - acc投資証券については10,732円に1,000万口を、ハイ・グレード・ボンド・米ドル - クラスF - acc投資証券については154.64米ドル(約17,869円)に1,000万口を、ハイ・グレード・ボンド・米ドル - クラス円ヘッジF - acc投資証券については10,104円に1,000万口を、ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル - クラスF - acc投資証券については198.86米ドル(約22,978円)に1,000万口を、ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル - クラス円ヘッジF - acc投資証券については10,443円に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2022年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=115.55円)による。

#### 【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年4月28日に提出した有価証券届出書（2022年7月29日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、2022年11月21日付で、投資方針、投資リスク、手数料等及び税金、関係法人の状況等に関する事項が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

## 2【訂正の内容】

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 2 投資方針

###### (1) 投資方針

<訂正前>

###### 一般投資方針

（中略）

新株予約権証書、オプション、先物およびスワップの市場は変動が激しく、有価証券への投資に比べて利益を上げる可能性も損失を被るリスクも大きい。これらポートフォリオの効率的運用のための手法は、個々のサブ・ファンドの投資方針に適合しかつその質を貶めない場合にのみ利用される。

各サブ・ファンドは、付随的に流動資金を保有することができる。

サブ・ファンドは、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別の幅広い分散投資を確保するよう留意されている。そのため、各サブ・ファンドの投資方針に異なる定めがない限り、サブ・ファンドは、純資産の10%を限度に既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

（中略）

###### ESGインテグレーション

（中略）

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示す。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用することができる。重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

###### サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

(中略)

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

(中略)

かかる40%の上限の範囲において、社債およびCDO、ならびに新興市場諸国に所在するかまたはそこで主に事業を営む借り手が発行または保証する債務証券および債権に投資することもできる。すべての投資対象を、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化するため、サブ・ファンドは純資産の100%を限度として、既存のUCIおよびUCITSに投資することができる。こうした投資手法および関連費用については「3 投資リスク a. リスク要因、UCIおよびUCITSへの投資」の項で説明する。

(中略)

サブ・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない。

フォーカス・シキャブ - ハイ・グレード・ボンド・米ドル

フォーカス・シキャブ - ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル

(中略)

サブ・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない。

典型的な投資家の特性

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、世界中の多様な債務証券および債権に投資することを希望する、中期的投資視野を有し、適度にリスク許容度のある投資家に適している。ファンドは、資産運用委託に伴うUBSマンドートのモジュールとして、包括的な投資戦略の一部として独占的に使用される。直接販売は、投資顧問業において行っていない。

(後略)

<訂正後>

一般投資方針

(中略)

新株予約権証書、オプション、先物およびスワップの市場は変動が激しく、有価証券への投資に比べて利益を上げる可能性も損失を被るリスクも大きい。これらポートフォリオの効率的運用のための手法は、個々のサブ・ファンドの投資方針に適合しかつその質を貶めない場合にのみ利用される。

各サブ・ファンドは、その純資産の20%を限度として、付随的流動資産を保有することができる。20%の上限は一時的に超えることができるが、例外的に不利な市況によりその必要が生じた場合およびかかる違反が投資主の利益を考慮して正当化される場合に必要不可欠な期間に限られる。かかる制約は、デリバティブ金融商品のエクスポージャーをカバーするために保有される流動資産には適用されない。2010年法第41(1)条の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット・ファンドは、2010年法第41(2)b)条の意味する範囲における付随的流動資産としての適格性を有しない。付随的流動資産への投資は、要求払い銀行預金(経常的支払いまたは例外的な支払いに即時に対応可能な、銀行の当座預金口座に保管される現金等)または2010年法第41(1)条に基づく適格

資産への再投資に要する期間もしくは不利な市況により必要不可欠となる期間に限られなければならない。サブ・ファンドは、単一の機関の要求払い預金にその純資産総額の20%を超えて投資することはできない。

サブ・ファンドは、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別の幅広い分散投資を確保するよう留意されている。そのため、各サブ・ファンドの投資方針に異なる定めがない限り、サブ・ファンドは、純資産の10%を限度に既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

(中略)

ESGインテグレーション

(中略)

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次に取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示す。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用することができる。重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

投資運用会社は、根底となる戦略(対象投資信託を含む。)における配分時にESGインテグレーションを考慮に入れる。UBSが運用する根底となる戦略の場合、投資運用会社は、ESGインテグレーションに関する上記リサーチに基づきESG統合資産を特定する。外部により運用される戦略の場合、ESG統合資産は、第三者提供会社によるリサーチの過程で特定される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

(中略)

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

(中略)

かかる40%の上限の範囲において、社債およびCDO、ならびに新興市場諸国に所在するかまたはそこで主に事業を営む借り手が発行または保証する債務証券および債権に投資することもできる。すべての投資対象を、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化するため、サブ・ファンドは純資産のすべてをUCITSに投資することができる。UCITS以外のUCIsの受益証券への投資は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。こうした投資手法および関連費用については「3 投資リスク a. リスク要因、UCIおよびUCITSへの投資」の項で説明する。

(中略)

サブ・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない。(持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関するおよび規則(EU)2019/2088を改正する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852(以下「タクソノミー規則」という。))の第7条)

当該サブ・ファンドは、金融サービスセクターにおける持続可能性関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」という。)の第6条を遵守している。したがって、当該サブ・ファンドは、その投資戦略および原投資対象の性質を理由とする持続可能性要因への主要な悪影響を考慮していない(SFDR第7条(2))。

フォーカス・シキャブ - ハイ・グレード・ボンド・米ドル

フォーカス・シキャブ - ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル

(中略)

サブ・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない。(持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関するおよび規則(EU)2019/2088を改正する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852(以下「タクソノミー規則」という。))の第7条)

当該サブ・ファンドは、金融サービスセクターにおける持続可能性関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」という。)の第6条を遵守している。したがって、当該サブ・ファンドは、その投資戦略および原投資対象の性質を理由とする持続可能性要因への主要な悪影響を考慮していない(SFDR第7条(2))。

典型的な投資家の特性

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、世界中の多様な債務証券および債権に投資することを希望する、適度にリスク許容度のある投資家に適している。ファンドは、資産運用委託に伴うUBSマンドートのモジュールとして、包括的な投資戦略の一部として独占的に使用される。直接販売は、投資顧問業において行っていない。

(後略)

#### (4) 投資制限

< 訂正前 >

投資原則

(中略)

##### 2. リスク分散

(中略)

2.3 上記の規定に反して、以下の規定が適用される。

- a) EU加盟国に本拠地を有し、特定の国において当該証券の保有者を保護するために公的機関による健全性の監督に服す金融機関が発行した特定の債務証券に関して2.1に定める10%の上限は25%に引き上げられる。特にかかる債務証券の発行に起因する資金は法律に従って、債務証券の存続期間中に当該債務証券から発生した債務を十分にカバーする資産に投資するものとし、発行体が破産した場合、元金の支払いに関して優先権が付与されなければならない。サブ・ファンドが同一発行体の債券に純資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額はサブ・ファンドの純資産価額の80%を超えてはならない。

(中略)

##### 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

( 中略 )

一般的に、以下がトータル・リターン・スワップに適用される。

- ( ) トータル・リターン・スワップからの純リターンの100%から直接および間接の運営コスト/費用を差し引いたものがサブ・ファンドに返還される。

( 後略 )

<訂正後>

#### 投資原則

( 中略 )

#### 2. リスク分散

( 中略 )

2.3 上記の規定に反して、以下の規定が適用される。

- a) EU加盟国に本拠地を有し、特定の国において当該証券の保有者を保護するために公的機関による健全性の監督に服す金融機関が発行した特定の債券(理事会指令(EU)2019/2162第3条第1項のカバード・ボンドの定義に該当する債券および2022年7月8日以前に発行された債券)に関して2.1に定める10%の上限は25%に引き上げられる。特にかかる2022年7月8日以前に発行された債券の発行に起因する資金は法律に従って、債務証券の存続期間中に当該債務証券から発生した債務を十分にカバーする資産に投資するものとし、発行体が破産した場合、元利の支払いに関して優先権が付与されなければならない。サブ・ファンドが同一発行体の債券に純資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額はサブ・ファンドの純資産価額の80%を超えてはならない。

( 中略 )

#### 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

( 中略 )

一般的に、以下がトータル・リターン・スワップに適用される。

- ( ) トータル・リターン・スワップからの総リターンの100%から直接および間接の運営コスト/費用を差し引いたものがサブ・ファンドに返還される。

( 後略 )

### 3 投資リスク

#### a. リスク要因

<訂正前>

( 前略 )

一般的リスク情報

( 中略 )

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

本投資法人は、市場の状況(一日の値幅制限の適用を含む。)次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(後略)

<訂正後>

(前略)

一般的リスク情報

(中略)

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

本投資法人は、市場の状況(一日の値幅制限の適用を含む。)次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることもある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

債券

債券は、実際のおよび認識された信用力の測定にさらされる。債券、特にハイ・イールド債は、否定的なヘッドラインおよび投資者の側の批判的な認識によって損なわれることがある。かかる認識は、ファンダメンタル分析に基づいていないことがあり、債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却または評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人は、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率管理報酬の80%と定める。

個々のサブ・ファンドに帰属するすべての費用は当該サブ・ファンドに請求される。

投資証券のクラスに帰属する費用は当該投資証券のクラスに請求される。ただし、費用が複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求される。

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITS(以下「ターゲット・ファンド」という。)に投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係するターゲット・ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資されるターゲット・ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3%とする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合がある。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものである。

リベートは、以下の場合に許可される。

- ・管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- ・客観的な基準に基づきリベートが付与される場合
- ・客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合
- ・リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し(例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および/またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など)、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。
- ・リベートの対象となるサブ・ファンドの投資証券クラスの投資者が保有する資産総額  
以下の追加の基準が適用される場合もある。
- ・投資者が保有するUBS集団投資スキームの資産総額、および/または
- ・投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリベートの金額を無償で開示するものとする。

本投資法人は、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率管理報酬の80%と定める。

個々のサブ・ファンドに帰属するすべての費用は当該サブ・ファンドに請求される。

投資証券のクラスに帰属する費用は当該投資証券のクラスに請求される。ただし、費用が複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求される。

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITS(以下「ターゲット・ファンド」という。)に投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係するターゲット・ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資されるターゲット・ファンドの管理報酬(成功報酬を除く)は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3%とする。

(後略)

## 第三部 外国投資法人の詳細情報

## 第4 関係法人の状況

## 1 資産運用会社の概況

## (4) 役員状況

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

&lt;訂正前&gt;

(2022年4月末日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
マイケル・ケール (Michael Kehl)	チェアマン	2022年1月1日	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、スイスヘッド・オブ・プロダクト	該当なし
フランチェスカ・ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年12月5日	UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ、ルクセンブルグ、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
アンドレ・ヴァレンテ (André Valente)	ディレクター/ ボード・メンバー	2020年2月17日	UBSファンド・マネジメント(スイス)エイ・ジー、バーゼル、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
アン・シャルロット・ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	インディペンデント・ディレクター/ ボード・メンバー	2022年1月1日	ルクセンブルグ大公国、インディペンデント・ディレクター	該当なし
ミリアム・ウエベル (Miriam Uebel)	インディペンデント・ディレクター/ ボード・メンバー	2022年3月8日	ルクセンブルグ大公国、インディペンデント・ディレクター	該当なし

&lt;訂正後&gt;

(2022年11月21日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
マイケル・ケール (Michael Kehl)	チェアマン	2022年1月1日	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、スイスヘッド・オブ・プロダクト	該当なし

フランチェスカ・ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年12月5日	UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ、ルクセンブルグ、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
ウジェーヌ・デル・シオッポ (Eugène del Cioppo)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年9月2日	UBSファンド・マネジメント(スイス)エイ・ジー、バーゼル、スイスヘッド・オブ・プロダクト・ホワイト・ラベリング・ソリューションズ	該当なし
アン・シャルロット・ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	インディペンデント・ディレクター/ ボード・メンバー	2022年1月1日	ルクセンブルグ大公国、インディペンデント・ディレクター	該当なし
ミリアム・ウエベル (Miriam Uebel)	インディペンデント・ディレクター/ ボード・メンバー	2022年3月8日	ルクセンブルグ大公国、インディペンデント・ディレクター	該当なし

## 交付目論見書の概要

&lt;訂正前&gt;

(前略)

その他の費用、 手数料	(中略)
	- 各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係するターゲット・ファンドのレベルでも費用が発生します。サブ・ファンドの資産が投資されるターゲット・ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3%です。

(中略)

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

その他の費用、 手数料	(中略)
	- 各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係するターゲット・ファンドのレベルでも費用が発生します。サブ・ファンドの資産が投資されるターゲット・ファンドの管理報酬(成功報酬を除きます。)は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3%です。

(中略)

(後略)